

平成 26 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文化庁文化部芸術文化課）

制 度 名	特定新聞等の経過措置（消費税率の特例）に係る「雑誌」の適用除外								
税 目	消費税								
要 望 の 内 容	<p>消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年三月一三日政令第五十六号）附則第 5 条第 2 項の特定新聞等の経過措置について、「雑誌」の適用除外を求めるもの。</p> <p>【参照条文】消費税法施行令一部改正令（平成二十五年三月一三日政令第五十六号）の附則（予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置）                      第五条                      2 事業者が、特定新聞等（不特定かつ多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、その発行する者が発売する日を指定するものうちその指定する日が施行日前であるものをいう。）を施行日以後に譲渡する場合には、当該特定新聞等の譲渡に係る消費税については、旧法第二十九条に規定する税率による。</p> <table border="1" data-bbox="887 864 1482 1032"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>2 5 9 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	2 5 9 百万円	（制度自体の減収額）	（ 百万円）	（改正増減収額）	（ 百万円）
平年度の増収見込額	2 5 9 百万円								
（制度自体の減収額）	（ 百万円）								
（改正増減収額）	（ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>消費税引き上げ時に雑誌の円滑な流通を維持するため、特定新聞等に係る経過措置（消費税法施行令一部改正令（平成二十五年三月一三日政令第五十六号）附則第 5 条第 2 項）から「雑誌」を除外する。（他の書籍等と同様の税率とするもの。）</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成十六年に出版業界において、雑誌コード及びバーコードシステムの改修が行われ、上記コードの価格表記を本体価格（税抜き）に変更した。現在はほぼ全ての書店において、税抜価格をバーコードで読み取り、レジで消費税を上乘せするレジ計算が行われている。このシステムにおいては、平成 26 年 4 月 1 日以後はレジ計算上の税率を 8% に設定することになるため、4 月 1 日以後に販売する雑誌を旧税率（5%）で販売することはできない。</p> <p>仮に本経過措置が実施された場合には、流通上の混乱を避けるために、例えば書店が 3 月中に発売された雑誌を 3 月末で返品する、出版社が本来 3 月中に発行予定の雑誌を 4 月 1 日以降に発行するといったような、通常の流通に影響を及ぼすとともに、読者の出版物に触れる機会への影響も予想されている。</p> <p>そのため、そうした混乱、影響等を避けるため、「雑誌」について、経過措置からの除外を求めるものである。</p>								

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	消費税引き上げ時の雑誌の円滑な流通。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑誌の発行点数（約2400点）</li> <li>・平成26年3月までに発行され、同年4月以後販売されるもの（平成26年4月1日をまたぐ号）（約113億円）</li> </ul>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	想定されている上記影響等が解消され、雑誌の円滑な流通に資する見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	本経過措置については、平成26年4月1日をまたぐ号のみのために、様々な影響等が想定されているところ、雑誌の円滑な流通に資する本要望の措置は妥当と考える。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	(消費税導入時、消費税率5%への引上げ時にも本経過措置と同様の措置が設けられていた。)	